

議案第30号

三朝町交通安全指導員の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町交通安全指導員の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成10年3月10日

三朝町長 吉 田 秀 光

平成10年3月20日原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町交通安全指導員の設置等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町交通安全指導員の設置等に関する条例（昭和50年三朝町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「4,100円」を「4,500円」に改める。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。